

「ニセコ町道路の構造の技術的基準等の一部を改正する条例」（案）等についての意見募集結果

番号	意見		意見に対する町の考え方
	内容	理由・根拠	
1	ニセコ町において大型車や一般車両が冬の坂道に上がれなかったり、事故を起こしている事例の具体的な場所を示していただきたい。		坂道においての事故については、町道ニセコ登山道路、東山林道、町道ルベシベ通となっており、車両が上がれない町道は、前述の町道の他に、町道一号線となります。
2	【23条】 町道及び林道の縦断勾配を4%までとする根拠を示していただきたい。		4%の根拠につきましては、道路事業設計要領に因ります。また、町道一号線の道路勾配は4%となっておりますが実情として、大型車については冬季路面状況によっては登坂できない状況が多くあります。
3	【23条】 北海道開発許可制度の手引きでは、縦断勾配は、 ・住区幹線道路 6%以下 ・区画幹線道路 7%以下 ・区画道路 9%以下（小区間 40～50mに限り 12%まで緩和できる）		町で管理する町道の設計基準については、前述した道路事業設計要領に因ります。開発許可制度の手引きは、民間で行う開発事業での道路設計基準値であり、町の道路管理者が関与するところではありません。

	となっている。 4 輪駆動車が大半となっており 6%でも冬期間発進は可能である。 ニセコ町の町道は今後施工される場合 4%以上の場合ロードヒーティングを設置することになるのか。 開発行為の手引きを参考に「縦断勾配は 6%までとし、地形等によりやむを得ない場合 9%以下とすることができる。」が妥当ではないかと思います。		
--	---	--	--